

# 長崎県立長崎東中学校・高等学校いじめ防止基本方針

## いじめ防止基本方針

人間尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめを生まない風土を醸成するとともに、いじめが起こった場合は、いじめられている生徒、保護者の気持ちに寄り添って解決のための最善の方策を尽くす。

## 教育方針

豊かな人間性を養い、高い知性と想像力を備えた未来社会に貢献できるパイオニアを育てる。

## P T Aとの連携

P T A会長、常任委員会、当該学年・学級P T A

## いじめ対策委員会 (※)

(中学校)

校長、副校長、相談部主任、生徒指導主事、教務主任、生徒会指導部主任、学年主任、養護教諭

(高校)

校長、副校長、教頭、相談部主任・副主任、生徒指導主事、教務主任、生徒会指導部主任、学年主任、養護教諭

スクールカウンセラー、外部委員  
(5名)

## 関係機関との連携

長崎県教育委員会、長崎警察署、県警スクールポーター、長崎県長崎子ども・女性・障害者支援センター、長崎市教育研究所、長崎市少年センター

(※) 重大事態発生時の調査委員会の主体となる。

## いじめ防止に向けての基本姿勢

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であるが、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍することができるような授業づくりや学級づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめ防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会をはじめ、長崎県長崎子ども・女性・障害者支援センター、警察等との連携を推進する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

## 1 いじめの防止（互いに認めあえる集団をつくる）

### （1）いじめについての共通理解

- ・校内研修、職員会議で周知を図る。
- ・全校集会や学級活動で生徒への啓発など。

### （2）いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学級活動でソーシャルスキル・トレーニングの実施。
- ・自他を尊重し合うことができる社会体験や生活体験の設定など。

### （3）いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・教職員がいじめを助長するような言動をしない。

### （4）自己有用感や自己肯定感を育む

- ・教育活動全体を通じ、生徒の活躍の場を設定する。
- ・学校行事の活性化を図る。
- ・幼稚園・保育園児や高齢者との交流。

### （5）生徒自らいじめについて学び、いじめ防止に取り組む

- ・生徒会の「いじめ対策特別委員会」の活動。
- ・人権週間における取組。

### （6）情報モラル教育の充実

- ・生徒、保護者及び教職員に対する情報モラル教育を定期的実施する。

## 2 早期発見（生徒との信頼関係の構築に努める）

### （1）個人ノートや生活ノートによる把握

- ・学級担任を中心として日々の様子を把握する。

### （2）アンケートの実施

- ・相談部で年4回（5月、9月、11月、1月）定期的なアンケートを実施する。
- ・いじめと思われる事案があると察知したときは、適宜実施し、確実な情報収集に努める。

### （3）教育相談の実施

- ・年に3回（4月、9月、1月）個人面談を実施する。
- ・いじめと思われるような気になる言動があったときは、適宜実施する。

### （4）確実に情報の共有化を図る

- ・該当学年の生徒指導部を中心に情報を整理し、管理職等へ報告し、対応策を関係者で協議する。

## 3 いじめに対する措置（「さ・し・す・せ・そ」…最悪を想定して、慎重に、すばやく、誠実に、組織的に）

### （1）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめられている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・知らせを受けた職員は、学級担任、学年主任、生徒指導担当等に連絡し、生徒指導担当は、聞き取りの時間や場所を決めて事実を確認する。
- ・生徒指導主事は、副校長に第一報を入れるとともに、聞き取ったメモ等をもとに事実関係を整理し、関係職員で事実を整理し、対応を管理職とともに協議する。
- ・事実確認の結果は、管理職が設置者に報告するとともに学級担任等が家庭訪問をして被害、加害の保護者に連絡する。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察に通報し、援助を求める。

### （2）いじめられた生徒またはその保護者への支援

- ・家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実を伝え、徹底して守り通すことや秘密を守ることを約束するなど不安を和らげる努力をする。
- ・調査や指導の進捗状況は、毎日保護者に連絡して、信頼関係の構築に努める。
- ・いじめられた生徒に寄り添い支えることができる体制づくりをする。

(3) いじめた生徒への指導または保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったと確認された場合は、複数の教職員や学校関係者が連携していじめをやめさせ、再発防止のための措置をとる。
- ・いじめをした生徒の保護者に来校してもらい、いじめの事実を伝え、保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を得るとともに、保護者に対する継続的な指導をする。
- ・いじめをした生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・懲戒を加える際には、教育的な配慮に十分に留意していじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことを目的とする。

(4) 集団への働きかけと継続的指導

- ・いじめをみていた生徒に対しても自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなどしていた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを続けていく。

(5) ネット上のいじめの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者の理解を求める啓発運動等にも努める。

4 重大事態への対応（第一報は、素早く簡潔に。第二報から時系列で詳細に。）

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態とは

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合  
生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

イ 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに県教育委員会に報告する。

ウ 調査の主体

- ・基本的に学校が調査の主体であるが、県教育委員会から必要な指導、人的措置等の支援を仰ぐ。

エ 調査を行う組織

- ・学校が設置した「いじめ対策委員会」または県教育委員会が設置した附属機関等において調査を行う。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・いつ、誰からおこなわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り客観的・網羅的に明確にする。

(2) 調査結果の報告及び提供

- ・調査結果は速やかに学校から県教育委員会へ行う。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供を適切に行う。ただし、他の生徒のプライバシーや関係者の個人情報保護に十分配慮する。

## 5 危機管理マニュアル（いじめ発生の場合）

### 【いじめの把握】

- 被害生徒が受けている心理的圧迫を受け止めつつ、事実確認を行う。
- 生徒の心情を十分に理解しながら、時系列に関係生徒の関わりなどを具体的に聞き取る。その際、単に事実だけを聞き取るのではなく、生徒の心の痛みを軽減するように努める。
- 被害生徒やその保護者には、教職員が必ず守り抜くという姿勢を示し、不安を取り除くとともに、事実の聴き取りには信頼されている教職員やスクールカウンセラーが対応にあたる。

### 【県教委への連絡】

- ・ 電話で第1報を入れる。
- ・ 状況によっては警察等へ相談する。

### 【いじめ対策委員会】

- 情報の整理と関係生徒からの聴き取り方法や指導方針の吟味
  - ・ 多角的にいじめの原因や対応のあり方などについて検討する。
  - ・ 全校をあげて分掌組織を機能させながら取り組む。
  - ・ 調査や指導・援助等は分掌等の組織を機能させながらチームで対応する。
  - ・ 状況に応じて、いじめ対策委員会を複数回開き、事実を確認するとともに、指導方針を吟味する。

### 【被害生徒保護者対応】

- 教職員が必ず守り抜くという姿勢を示し、不安を取り除く。
- 確認した内容については、適宜、個人情報に配慮しつつ、保護者に知らせる。
- 家庭訪問をするなど直接会って話をする。

### 【関係生徒からの聴き取り】

- いじめを起こした背景、いじめの内容や関係生徒の関わりの様子などを時系列に整理する。その際、単にいじめの事実だけではなく、加害生徒の生活環境や課題などの把握に努める。
- 聴き取りはまわりの生徒へ配慮をしながら慎重に行うとともに、事実確認に徹する。
- 聴き取りに際して、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう十分に配慮する。

### 【被害生徒への対応】

- 養護教諭やスクールカウンセラーなどと連携して心のケアに努める。

### 【県教委への連絡】

- ・ 時系列に整理して文書で報告し対応を協議する。
- ・ 必要に応じて関係機関へ相談。

### 【いじめ対策委員会】

- 情報の確認と指導方針の決定
  - ・ いじめが一定の限度を超えている場合には、加害生徒に対して出席停止の措置を講じたり、警察などの関係機関の協力を仰いだりするなど毅然とした対応を行う。
  - ・ 再発防止や二次被害の防止に配慮した指導内容を吟味し、決定する。
  - ・ 被害生徒・保護者の心情にも配慮して、指導方針を決定する。

### 【加害生徒及び被害生徒の保護者対応】

- 学校が確認した事実について、個人情報に配慮しながらできるだけわかりやすく説明する。
- 今後の指導方針について連絡する。

### 【県教委への連絡】

- ・ 指導後の様子を含めて最終報告をする。

### 【加害生徒及び保護者への指導】

- 加害生徒及び保護者に来校してもらい、校長等が説諭を行うとともに、今後の学校や家庭生活における課題を改善するために努力することを考える。
- 加害生徒の反省を十分に見極めた上で、被害生徒及び保護者の了解を得て謝罪の場を設定する

### 【事後指導】

- その後の行動や「毎日の記録」や面談等を通じて、継続的な観察を行う。
- 関係生徒の家庭へも観察の継続と学校との連携を依頼する。
- 学級活動や道徳教育の充実を図り、いじめの傍観者への指導も行う。

※ いじめに関するおもな相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
長崎東中学校・高等学校	095-821-4642	8:40～16:40（月～金）
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00～21:00（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00～16:30（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎日）
テレホン児童相談室	0956-23-1117	9:00～17:45（月～金）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45（月～金） 土・日は留守番電話で対応
こども人権110番	0120-007-110	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日）
いじめ相談ホットライン	0570-078310	24時間（月～金）
長崎子ども・女性・障害者支援センター	085-844-5132	9:00～17:45（月～金） 9:00～17:00（土・日）
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00～16:00（月～金）
長崎市子ども総合相談	095-825-5624 095-822-8573	8:45～17:30（月～金）